

決議案第 1 号

植本種實副議長に対する不信任決議

上記事項に関し、別紙のとおり決議することについて議会の議決を求める。

平成27年6月16日提出

提出者	中間市議会議員	下川俊秀
賛成者	〃	井上太一
〃	〃	米満一彦

植本種實副議長に対する不信任決議

本市議会は、植本種實副議長を信任しない。

以上、決議する。

平成27年6月16日

中 間 市 議 会

提案理由

先日、市がさくらの里農産物直売所の指定管理者として指定している一般社団法人新鮮市場さくら館の理事有志一同から要望書が、全議員宛てに郵送されてきました。そこには、植本副議長がさくら館の店員採用において、親族1名を含む5名の口利きを行っており、その件に関して店側としては少なからず迷惑しているということ、現場の事情も考慮せず、品揃えや店のレイアウトについて強要してきていること、来年に更新時期を迎えるさくら館の指定管理について、個人的な誼のある業者に任せるべく既に話を進めていることなど、驚くべき内容が書かれてありました。

中間市政治倫理条例には、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないこと、常に市民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて、公共の利益を損なうような行為をしないこと、市の行う契約に関し特定の業者の推薦や紹介を行わないこと、職員採用に関し推薦や紹介をしないことが規定されております。さくら館の指定管理者の指定について議決を行う際、副議長はこのように親族等が雇用されている団体に対し施設の管理運営を任せるか否かについて、個人的な感情に左右されず、議員として公正な判断ができるのでしょうか。頼んだにせよ頼まれたにせよ、市の指定管理の相手方における店員採用で口利きをするといった軽率な行為が自らの職務に影響を及ぼすおそれがあるということが、議員の当然の認識として予見できなかったのでしょうか。

また、現在の指定管理の相手方に対し指定を継続するか否かについては、本来、決算等収支の状況や効率性、利用者の満足度といった指定管理期間の客観的な実績や数字によって判断されるべきものであります。しかし植本副議長は、現在の理事が自分の思う通りの要求を聞かなかったという個人的な感情によって、指定管理先の交代について裏で話を進めるなど、公の施設を私物化していると言われかねない振る舞いを繰り返しております。

議員各位に対し「適切な対処を」と要望されている以上、各議員が事実を正しく認識し判断できるよう、代表者会議や全員協議会などの場において当事者同士での話し合いや事情聴取を行ってしかるべきであります。副議長は一方的な弁明のみに終始するばかりで、事の真相を究明し判断の材料とするまでに至りませんでした。

要望書を全議員に対し郵送するという手段は、必ずしも最善のものであったとは言えないかもしれません。しかし、さくら館の理事達が自らの名を明かし署名捺印したうえで、全議員宛てにこのような悲痛な訴えを行うに至ったということは、余程の覚悟と想いがあったはずであり、その言葉に偽りがあるとは

到底思われません。その勇気ある行動に対し、救いを求めてこられた我々議会が何もせず座してこの重大な問題に対し蓋をするということができるのでありましょうか。

以上のことから、植本副議長を当市議会の副議長として信任していくことは到底できないため、ここに植本副議長に対する不信任決議案を提出するものがあります。